

令和8年7月版「三重県における経営事項審査の電子申請について」の変更点

○全体に関する事項

- ・ ページ数の増減により、全体のページ数を変更。
- ・ 文字のフォントや段落、行の間隔を調整。

○主な変更事項

目次（追加・修正）

- ・ (旧) 令和8年4月 ⇒ (新) 令和8年7月

P 3～4（追記）：代理申請について

電子申請の阻害要因の一つに「代理申請を行う際の委任状作成やGビズIDの取得方法など、申請を行う前段階のやり方がわからない、申請者にうまく説明できない」といった声があったため、代理申請の流れや操作方法（国土交通省作成資料）を追記。

P 4（追記）：申請書の提出方法

令和8年7月の改正に伴い、様式第7号（建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度）に関する誓約書）を追記。

P 5（追記）：申請書の作成等について

以下の内容（書類作成の効率化、簡素化ができる機能）明記。

【補足：申請書作成の効率化を図る手法】

- ・ 書類作成画面の左上にある「前回の申請を取り込む」ボタンを押すことで、前回申請分のデータを今回の書類作成用に取り込むことが可能です。
- ・ 「申請・届出内容」画面の左上、「申請書類データの取込」ボタンを押すことで、他のソフトで作成した、指定フォーマットの申請書データファイル（XML形式）を取り込むことが可能です。
- ・ 各種入力支援機能等を活用することで、申請書類作成を効率的に行うことができます。詳細は、以下の「経営事項審査の電子申請について」P 6～12をご覧ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001262397.pdf>

P 5～8（追記）：経営事項審査におけるファイル添付が必要な書類の添付先

従来、別ファイルで掲載していたが、申請者の目につくようにするため、本内容を盛り込むとともに、令和8年7月の改正内容を反映。

P 11（追記）：3. 電子申請の流れ

なお、結果通知書と併せて「補正指示書（申請者用）」を送付いたしますので、破棄することなく、次回の申請の際に添付していただきますようお願いいたします。

を追記。